

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	砂利採取計画の認可（500立方メートル以上の採取にかかるもの）		
根拠法令名	砂利採取法（昭和43年法律第74号）	条項	第16条
基準法令名	—	条項	—
所 管 部 署	土木交通部流域政策局		
処 理 区 分	受付機関	土木事務所	標準処理期間 60 日
	処理機関	土木交通部流域政策局河川・港湾室河川行政係	
	交付機関	土木事務所	
審 査 基 準	基準の名称	砂利採取計画認可準則（昭和43年10月2日付け化学工業局長・河川局長通達） 砂利採取法の運用および解釈について（昭和43年8月29日付け通商産業省化学工業局長・建設省河川局長通達）	
	掲載図書等	河川六法、砂利採取法の解説	
	内 容	<input type="checkbox"/> 全内容記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	
		<p>○ 砂利採取計画認可準則 （昭和43年10月2日付け化学工業局長・河川局長通達）</p> <p>IV河川砂利の採取 別添資料のとおり</p> <p>○ 「砂利採取法の運用および解釈について」 （昭和43年8月29日付け通商産業省化学工業局長・建設省河川局長通達）</p> <p>記1 砂利採取法の運用および解釈について ・法第16条（採取計画の認可）関係 別紙のとおり</p>	
策定年月日	昭和43年 8月29日	最終改正年月日	平成26年12月 1日

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">根拠条文等</p>	<p>砂利採取法 (採取計画の認可)</p> <p>第16条 砂利採取業者は、砂利の採取を行おうとするときは、当該採取に係る砂利採取場ごとに採取計画を定め、当該砂利採取場の所在地を管轄する都道府県知事（当該砂利採取場の区域の全部又は一部が河川区域等（河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域（同法第58条の2第1項の規定により指定されたものを含む。）、同法第54条第1項に規定する河川保全区域及び同法第58条の3第1項に規定する河川保全立体区域をいう。以下同じ。）の区域内にあるときは、当該河川区域等に係る同法第7条に規定する河川管理者（同法第9条第2項若しくは第5項、第11条第3項又は第98条の規定により、同法第26条第1項及び第27条第1項若しくは第55条第1項及び第58条の4第1項の規定に基づく権限に属する事務を行い、その権限に代わつて行い、又はその権限の委任を受けた者があるときは、その者。以下「河川管理者」という。))の認可を受けなければならない。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関連行政指導事項</p>	<p>正式の申請書を提出する前に、許可を受けようとする行為について、あらかじめ土木事務所に協議すること。</p>

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	砂利採取計画の認可（洗浄および500立方メートル未満の採取にかかるもの）		
根拠法令名	砂利採取法（昭和43年法律第74号）	条項	第16条
基準法令名	—	条項	—
所 管 部 署	土木交通部流域政策局		
処 理 区 分	受付機関	土木事務所	標準処理期間 30 日
	処理機関	土木事務所	
	交付機関	土木事務所	
審 査 基 準	基準の名称	砂利採取計画認可準則（昭和43年10月2日付け化学工業局長・河川局長通達） 砂利採取法の運用および解釈について（昭和43年8月29日付け通商産業省化学工業局長・建設省河川局長通達）	
	掲載図書等	河川六法、砂利採取法の解説	
	内 容	<input type="checkbox"/> 全内容記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	
	<p>○ 砂利採取計画認可準則 （昭和43年10月2日付け化学工業局長・河川局長通達）</p> <p>IV河川砂利の採取 別添資料のとおり</p> <p>○ 「砂利採取法の運用および解釈について」 （昭和43年8月29日付け通商産業省化学工業局長・建設省河川局長通達）</p> <p>記1 砂利採取法の運用および解釈について ・法第16条（採取計画の認可）関係 別紙のとおり</p>		
策定年月日	昭和43年 8月29日	最終改正年月日	平成26年12月 1日

<p>根 拠 条 文 等</p>	<p>砂利採取法 (採取計画の認可) 第16条 砂利採取業者は、砂利の採取を行おうとするときは、当該採取に係る砂利採取場ごとに採取計画を定め、当該砂利採取場の所在地を管轄する都道府県知事（当該砂利採取場の区域の全部又は一部が河川区域等（河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域（同法第58条の2第1項の規定により指定されたものを含む。）、同法第54条第1項に規定する河川保全区域及び同法第58条の3第1項に規定する河川保全立体区域をいう。以下同じ。）の区域内にあるときは、当該河川区域等に係る同法第7条に規定する河川管理者（同法第9条第2項若しくは第5項、第11条第3項又は第98条の規定により、同法第26条第1項及び第27条第1項若しくは第55条第1項及び第58条の4第1項の規定に基づく権限に属する事務を行い、その権限に代わつて行い、又はその権限の委任を受けた者があるときは、その者。以下「河川管理者」という。))の認可を受けなければならない。</p>
<p>関連行政指導事項</p>	<p>正式の申請書を提出する前に、許可を受けようとする行為について、あらかじめ土木事務所に協議すること。</p>

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	砂利採取計画の変更の認可（500立方メートル以上の採取にかかるもの）		
根拠法令名	砂利採取法（昭和43年法律第74号）	条項	第20条
基準法令名	—	条項	—
所 管 部 署	土木交通部流域政策局		
処 理 区 分	受付機関	土木事務所	標準処理期間 30 日
	処理機関	土木交通部流域政策局河川・港湾室河川行政係	
	交付機関	土木事務所	
審 査 基 準	基準の名称	砂利採取計画認可準則（昭和43年10月2日付け化学工業局長・河川局長通達） 砂利採取法の運用および解釈について（昭和43年8月29日付け通商産業省化学工業局長・建設省河川局長通達）	
	掲載図書等	河川六法、砂利採取法の解説	
	内 容	<input type="checkbox"/> 全内容記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	
		<p>○ 砂利採取計画認可準則 （昭和43年10月2日付け化学工業局長・河川局長通達）</p> <p>IV河川砂利の採取 別添資料のとおり</p> <p>○ 「砂利採取法の運用および解釈について」 （昭和43年8月29日付け通商産業省化学工業局長・建設省河川局長通達）</p> <p>記1 砂利採取法の運用および解釈について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第20条（採取計画の認可）関係 <p>次の場合は、本条の「変更」にあたらぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1） 採取用機械を同じ型式の採取用機械に置き換えること。 （2） 採取期間の短縮または採取量の減少を行うが、他の採取の方法、災害防止の方法等はまったく変更しないとき。 	
策定年月日	昭和43年 8月29日	最終改正年月日	平成26年12月 1日

<p>根 拠 条 文 等</p>	<p>砂利採取法 (変更の認可等) 第20条 第16条の認可を受けた砂利採取業者は、当該認可に係る採取計画を変更しようとするときは、その認可をした都道府県知事又は河川管理者の認可を受けなければならない。ただし、経済産業省令、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。</p>
<p>関 連 行 政 指 導 事 項</p>	

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	砂利採取計画の変更の認可（洗浄および500立方メートル未満の採取にかかるもの）		
根拠法令名	砂利採取法（昭和43年法律第74号）	条項	第20条
基準法令名	—	条項	—
所 管 部 署	土木交通部流域政策局		
処理区分	受付機関	土木事務所	標準処理期間 20 日
	処理機関	土木事務所	
	交付機関	土木事務所	
審 査 基 準	基準の名称	砂利採取計画認可準則（昭和43年10月2日付け化学工業局長・河川局長通達） 砂利採取法の運用および解釈について（昭和43年8月29日付け通商産業省化学工業局長・建設省河川局長通達）	
	掲載図書等	河川六法、砂利採取法の解説	
	内 容	<input type="checkbox"/> 全内容記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	
	<p>○ 砂利採取計画認可準則 （昭和43年10月2日付け化学工業局長・河川局長通達）</p> <p>IV河川砂利の採取 別添資料のとおり</p> <p>○ 「砂利採取法の運用および解釈について」 （昭和43年8月29日付け通商産業省化学工業局長・建設省河川局長通達）</p> <p>記1 砂利採取法の運用および解釈について</p> <p>・法第20条（採取計画の認可）関係</p> <p>次の場合は、本条の「変更」にあたらぬ。</p> <p>（1）採取用機械を同じ型式の採取用機械に置き換えること。</p> <p>（2）採取期間の短縮または採取量の減少を行うが、他の採取の方法、災害防止の方法等はまったく変更しないとき。</p>		
策定年月日	昭和43年 8月29日	最終改正年月日	平成24年 3月 1日

<p>根 拠 条 文 等</p>	<p>砂利採取法 (変更の認可等) 第20条 第16条の認可を受けた砂利採取業者は、当該認可に係る採取計画を変更しようとするときは、その認可をした都道府県知事又は河川管理者の認可を受けなければならない。ただし、経済産業省令、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。</p>
<p>関 連 行 政 指 導 事 項</p>	